

平成26年第3回横手市議会6月定例会会議録

議事日程（第5号）

平成26年6月25日（水曜日）午前10時30分開議

- 第 1 陳情26第3号 排水整備及び側溝整備について
- 第 2 請願26第1号 国道13号線沿い「十文字地区古内河川敷スポーツ公園」への水道施設設置について
- 第 3 陳情26第12号 集団的自衛権についての憲法解釈変更をしないよう求めることについて
- 第 4 陳情26第13号 集団的自衛権行使を容認する閣議決定への反対を求めることについて
- 第 5 議案第 94号 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第107号 平成26年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第108号 平成26年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第109号 平成26年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第110号 平成26年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第111号 平成26年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第112号 平成26年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第117号 平成26年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第119号 損害賠償の額を定めることについて
- 第14 議案第120号 平成26年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第15 陳情26第8号 高速秋田道インターそばに計画中のごみ焼却統合処理場に関して、燃えるごみの半分の生ごみ分別と立地の再検討について
- 第16 議案第 98号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 第17 議案第 99号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 第18 議案第100号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 第19 議案第105号 平成26年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について
- 第20 議案第113号 平成26年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第114号 平成26年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第115号 平成26年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第116号 平成26年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第118号 平成26年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第25 陳情26第10号 道路拡幅について

- 第26 陳情26第11号 栄南部地区集積加速化基盤整備事業の一部地区編入について
- 第27 議案第95号 横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第96号 横手市ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第97号 横手市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第101号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 第31 議案第102号 財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）
- 第32 議案第103号 財産の無償貸付け及び減額貸付けについて（旧山内学校給食センター）
- 第33 議案第104号 財産の無償貸付け及び減額貸付けについて（旧大雄学校給食センターほか）
- 第34 陳情26第7号 地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正について
- 第35 陳情26第9号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択について
- 第36 議案第106号 平成26年度横手市一般会計補正予算（第1号）
- 第37 議員派遣の件
- 第38 議会案第5号 地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書
- 第39 議会案第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書

本日の会議に付した案件

議事日程第5号に同じ

出席議員（26名）

1 番	高橋和樹	2 番	佐藤徳雄
3 番	立身万千子	4 番	斎藤勇
5 番	小野正伸	6 番	遠藤忠裕
7 番	土田百合子	8 番	寿松木孝
9 番	播磨博一	10番	青山豊
11番	加藤勝義	12番	奥山豊和
13番	本間利博	14番	菅原正志
15番	土田祐輝	16番	佐藤清春
17番	佐藤忠久	18番	塩田勉
19番	佐々木喜一	20番	佐藤誠洋
21番	高橋聖悟	22番	木村清貴

23番 阿部正夫
25番 菅原恵悦

24番 齋藤光司
26番 佐々木 誠

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（29名）

市長	高橋 大	副市長	佐藤 良吉
教育長	伊藤 孝俊	総務企画部長	石山 清和
財務部長	小丹 茂樹	市民生活部長	小川 良平
健康福祉部長	佐野 司	農林部長	佐々木 隆
商工観光部長	浮嶋 伸	建設部長	遠藤 久志
上下水道部長	高橋 実	教育総務部長	柴田 恒宏
教育指導部長	高橋 成浩	消防長	伊藤 弘明
市立横手病院 事務局長	佐藤 正弘	市立大森病院 事務局長	金澤 和彦
総務企画部次長 兼人事課長	渡部 幸伸	総務企画部次長 兼秘書広報課長	小田嶋 利宏
総務企画部 総務課長	佐藤 均	総務企画部 経営企画課長	村田 清和
財務部次長 兼財政課長	三浦 淳	横手地域局長	武田 浩一
増田地域局長	阿部 仁	平鹿地域局長	高橋 嘉
雄物川地域局長	杉山 哲	大森地域局長	高橋 征徳
十文字地域局長	松本 和弘	山内地域局長	加賀谷 秀昭
大雄地域局長	小松田 文夫		

事務局職員出席者

局長	皆川 規和	主 幹	村上 伸夫
議事調査係長	長瀬 肇	総務係主査	小田嶋 あけみ
議事調査係主任	藤井 健一		

◎開議の宣告

○木村清貴 議長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎発言の申し出について

○木村清貴 議長 市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 おはようございます。

本議会の追加議案の際ご説明いたしました市立横手病院の事故についてでございますが、大変申しわけなく思っております。

改めて、ご本人様、ご家族様に対しましては、心からおわびを申し上げます。

また、市民の皆様には、大変ご心配をおかけいたしました。病院開設者として、今後も市民病院として市民の皆様信頼される病院を目指してまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

◎陳情26第3号の継続審査の申し出について

○木村清貴 議長 日程第1、陳情26第3号排水整備及び側溝整備については、産業建設常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎請願26第1号の継続審査の申し出について

○木村清貴 議長 日程第2、請願26第1号国道13号線沿い「十文字地区古内河川敷スポーツ公園」への水道施設設置については、総務文教常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎陳情26第12号の継続審査の申し出について

○木村清貴 議長 日程第3、陳情26第12号集団的自衛権についての憲法解釈変更をしないよう求めることについては、総務文教常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

4番斎藤議員。

○4番（斎藤勇議員） この件について一つ、意見、思いを述べたいと思います。

ご承知のように、毎日のようにマスコミ等をにぎわせておりまして、そして本当に我々国民全体にも大きく影響するものであります。まずは、少なくとも願意とする内容についての論議等あったのか、扱いについてお聞きしたいと思いますが。

○木村清貴 議長 異議がありますので、起立によって採決いたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立多数であります。よって、総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎陳情26第13号の継続審査の申し出について

○木村清貴 議長 日程第4、陳情26第13号集団的自衛権行使を容認する閣議決定への反対を求めることについては、総務文教常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎議案第94号～陳情26第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第5、議案第94号横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例より日程第15、陳情26第8号高速秋田道インターそばに計画中のごみ焼却統合処理場に関して、燃えるごみの半分の生ごみ分別と立地の再検討についてまでの11件を一括議題といたします。

なお、議案第117号につきましては、市長から正誤表が提出されておりますので、ご了承願います。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（5番小野正伸議員）登壇】

○小野正伸 厚生常任委員長 厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案10件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第94号横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、要保護児童対策地域協議会の構成と活動内容についての質疑に対し、当局より、既存の児童虐待防止連絡会に新たに児童養護施設職員が加わった形になる予定である。現在の児童虐待防止連絡会では、個別検討会議をほぼ毎週開いており、現状の課題や取り組み方針などについて協議しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第107号平成26年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、短期保険証及び資格証明書の発行状況、滞納世帯への適切な対応や納税相談などについての質疑がありました。

討論では、立身万千子委員より賛成の立場で、市民にとって国民健康保険税は重い税金だが、市は法定外繰り入れやいろいろな手だてを使って税率を据え置きにしている。自助や共助の前に、行政は、憲法25条にあるように、皆が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるようにする責務がある。そのためには、国庫負担をもとの45%に戻すよう国に要望し、また納税者や滞納者への丁寧な納税相談を行い、これからの福祉医療に力を尽くすことを求めて賛成するとの討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第108号平成26年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、国では地域医療介護推進法が成立し、今後、当市でもさまざまな影響が出てくると思われるが、どのように対応していくのかとの質疑に対し、当局より、まだ不透明な部分もあるため、国の動きを確認しなければならない。また、第6期介護保険事業計画を立てる中でも十分に検討し、サービス低下に陥らないような方策を講じたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第109号平成26年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）について、主

な質疑と答弁を申し上げますと、以前、白寿園で働いていた職員がやめて、他の新設された施設へ移る動きがあった。現在はどういう状況かとの質疑に対し、当局より、今年も特養が2つ新設されたが、そちらに移る退職者は出なかった。最近はそのような動きはほとんどないと答弁がありました。

また、白寿園の非常勤職員の待遇について、他の民間施設の正職員と比べてどういう状況かとの質疑に対し、当局より、手取り自体はそれほど変わらない。正職員だから優遇される部分もあるが、そうではない部分もある。市の非常勤職員への待遇はそれほど悪くないと思われるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第110号平成26年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）については、正規職員と非正規職員の割合についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第111号平成26年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第112号平成26年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）については、人件費の削減に関する質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第117号平成26年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、大森病院で亜急性期病棟が廃止され、そのかわり地域包括ケア病棟ができるとのことだが、現在とどのように変わり、病院経営にどう影響するのかとの質疑に対し、地域包括ケア病棟では、従来の亜急性期病棟より入院の診療報酬が若干引き上げになる予定であるが、これまでより厳しい要件が付される。さらに今回の診療報酬改定は、在院日数を短くするという方針もあり、入院期間が60日を過ぎると一気に診療報酬の点数が下がる内容となっている。経営的には、届け出に当たり施設基準等を満たすための経費もかかり、厳しい状況であるとの答弁がありました。

また、在宅ケアでは生活していくのが現実的に厳しい患者も多くいるが、何か手だてはあるかとの質疑に対し、当局より、急性期病棟で手術した高齢の患者さんがすぐに退院して自宅療養するのは難しいため、リハビリが必要な患者さんは地域包括ケア病棟で受け入れて、在宅復帰につなげていく方針である。また、さらに訪問診療、訪問介護を積極的に推進していくため、既に今年5月から新たに訪問診療専門の医師を配置しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第119号損害賠償の額を定めることについては、病院事業設置条例に規定されている議決が必要な損害賠償の額について質疑がありました。

また、日々の業務の積み重ねで市民の信頼を得ていくのはもちろん、さまざまな形で情報発信しながら、市民の信頼確保に努めてもらいたいとの意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第120号平成26年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情26第8号高速秋田道インターそばに計画中のごみ焼却統合処理場に関して、燃えるごみの半分の生ごみ分別と立地の再検討については、審査の参考とするため、市で行っている生ごみの堆肥化モデル事業について当局に確認しました。

討論では、立身万千子委員より反対の立場で、燃えるごみの半分はどのように判断するのかについて、文言からは意図が把握し切れない。立地の再検討については、市長選挙時点では検討課題だったとしても、現市長は既に当該処理場の建設着手をしている。また、陳情の理由も根拠が事実と異なっているものがある。陳情者は団体の一員とのことであり、代表者が責任を持って陳情したとは考えにくく、この陳情は不採択にすべきと思うとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立者なしで不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第107号平成26年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第107号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております1件及び陳情を除く議案9件について採決いたします。

議案9件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案9件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情26第8号高速秋田道インターそばに計画中のごみ焼却統合処理場に関して、燃えるごみの半分の生ごみ分別と立地の再検討についてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立者なしであります。したがって、陳情26第8号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議案第98号～陳情26第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第16、議案第98号財産の取得についてより日程第26、陳情26第11号栄南部地区集積加速化基盤整備事業の一部地区編入についてまでの11件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（24番齋藤光司議員）登壇】

○齋藤光司 産業建設常任委員長 産業建設常任委員会委員長報告。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託になりました議案9件、陳情2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第98号財産の取得について、議案第99号財産の取得について及び議案第100号財産の取得についての3件は一括議題として審議いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、大型の除雪車が入れないような小路は、高齢化が進む中で、地域の方たちだけで除雪するには困難になってきている。広い市道は除雪をする、狭い市道は除雪車が入れないので地域の方たちでお願いをするというやり方は、公平性の面からも必ずしも適切な対応だとは思わない。特に横手地域は小路の除雪に苦慮している。今後、小型の除雪車を配備するなどの対応が必要になってくると思われるが、どのように考えているかとの質疑に対し、当局より、横手地域では5トン級の除雪車4台を含む5台の小型除雪車と業者委託により小路の除雪を行っている。早朝だけでなく日中も出勤して対応しているが、毎回除雪をすることは難しく、要望を満たし切れていない状況だ。地域の方が共同で除雪機械を購入する場合、購入額の2分の1を補助したり、維持管理費を補助したりする制度もあるので、これらも活用していただきながら対応をしていきたいとの答弁がありました。

また、議案第99号において、除雪ドーザ2台を一括で入札した理由についての質疑に対し、当局より、同じ車種であり、複数台を一括購入するほうが安くなると見込まれるためであるとの答弁がありました。

このほか、更新車種の選定理由についての質疑がありました。

議案3件について討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第105号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第113号平成26年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、経営状況についての質疑に対し、当局より、温泉施設の利用者は増えているが、原油価格の高騰もあり、それがそのまま経営状況には反映されていない状況である。単年度収支が

黒字となっているのは鶴ヶ池荘だけであるとの答弁がありました。

また、市の施設であることから行政が力を入れて進めることも大事だが、一方では民間を育てていくことも大事で、双方が成り立つようなあり方は非常に難しい課題である。しかし、将来的には方向性を見出さなければならないということは以前から言われてきたことである。検討はされているかとの質疑に対し、当局より、それぞれの施設の設置の経緯が異なるため、なかなか整理し切れていない状況であるが、いつまでも行政が経営をしていくことが望ましいかという議論もある。行政が担う役割と民間にお願いをする部分を整理してやっていくことになると思うが、まだまだ議論を要する課題であり、結論が出るまでには時間がかかるものと思われるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第114号平成26年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、三枚橋地区土地区画整理事業の進捗状況についての質疑に対し、当局より、今年度に入る段階で、事業費ベースで約81%の進捗である。道路築造、水路改良、公園整備、物件補償などが残っているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第115号平成26年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、通常、年度内に事業が完了しなかった場合、繰越明許の手续をとると考えられるが、なぜ昨年度末に一旦減額の補正予算を専決処分し、今回、再度補正予算を計上するに至ったのかとの質疑に対し、当局より、集落排水事業は、幹線を補助事業で、枝線を単独事業で行っている。今回対象となっているところは単独事業の部分であり、場所などの関係から同じ業者による追加工事で行っていた。入札において2度の不調があったが、地域からの強い要望もあり、年度内に全部の区域を完成させて供用開始するため工事を進めていたところである。しかし、豪雪により1月16日から2月4日までの20日間、市の要請で工事を一時中止し、除雪対応をしていただいた。その後再開をしたが、事業の関係上、補助事業を優先して完成させた。繰越明許費は補正予算書に計上する必要があるが、補正予算を編成した時期は、現場では何とか完成させようと頑張っているときだった。結果的に間に合わないという判断が出た段階では繰越明許の設定をするには遅いタイミングとなってしまう、財政課とも協議をした結果、今回の手法しかないと判断をしたとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第116号平成26年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、人口が減少していく中で、浄化槽の需要が高まるのではないかと考えられるが、どのような展望を持っているのかとの質疑に対し、当局より、今年1月に、国交省、農水省、環境省の3省合同による下水道、集落排水、浄化槽の方向づけを一本化したマニュアルが出された。そのポイントは、10年たってもできないような下水道整備はやめて、地域に合った整備をしていくというものである。市では今年度下水道ビジョンを策定する。し尿処理についても県と共同しながら

ら経済的なものを考えていきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第118号平成26年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、補正予算の要因は何かという質疑に対し、当局より、国の補正予算に伴い、今年度当初予算の事業を前倒して行ったことによるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情26第10号道路拡幅について、審査における主な意見を申し上げますと、現地を視察して、地域住民の生活に不便を来しており、生活道路として整備を必要とする案件であると認識をしたとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定をいたしました。

最後に、陳情26第11号栄南部地区集積加速化基盤整備事業の一部地区編入について、審査における主な意見を申し上げますと、飛び地ではあるが、耕作者も所有者も同意済みで、事業を推進する土地改良区も積極的に取り組まれている案件であり、願意は妥当であるとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、陳情を除く議案9件について採決いたします。

議案9件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案9件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情2件について採決いたします。

陳情2件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、陳情2件は採択することに決定いたしました。

◎議案第95号～陳情26第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第27、議案第95号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例より日程第35、陳情26第9号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、

2015年度政府予算に係る意見書採択についてまでの9件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（15番土田祐輝議員）登壇】

○土田祐輝 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案7件、陳情1件及び継続審査となっております陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第95号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第96号横手市ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、本会議でも話があったとおり、駐車場の不足は喫緊の課題である。方向性を示すことが必要だと思うが、この点についてどのように考えているのかとの質疑に対し、当局より、当該施設の近辺で土地を売却してもいいという情報があれば、直ちに対処するようという指示を受けている。また、平日は難しいが、土日は周辺の職員駐車場を利用することもできる。当面はそのような方向で対処しながらも、引き続き駐車場問題の解決に向け取り組んでいくとの答弁がありました。

また、条例の施行日を9月1日とした理由についての質疑に対し、当局より、電気の配線やLANケーブルの撤去、床のワックスがけ、またアンプなどの音響機材や書画を飾るつり下げ金具の修繕が必要な状況であり、時間的な余裕を見て9月1日としたものであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第97号横手市火災予防条例の一部を改正する条例及び議案第101号財産の取得についての2件は、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号財産の取得については、消防団の装備に関する質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号財産の無償貸付け及び減額貸付けについて、主な質疑と答弁を申し上げますと、旧学校給食センターに残っている什器や備品などは今後どのように処理していくのかとの質疑に対し、当局より、旧山内学校給食センターについては、施設を借用する側で使用するものを除き、売却する方向で準備を進めている。早期に市報やホームページでお知らせをして、現地で実物を見ていただいた後に公売という形で進めたいと思っている。また、旧十文字と旧増田の学校給食センターにも同じような備品があるので、同様の形で進めたいと考えているとの答弁がありました。

また、市の出資法人であり、しかも黒字経営の法人が市の施設を無償で使用して商売することに疑問を感じる。また、施設の利用目的は会社の主要事業ではない部門に手を広げるものであり、このことで既存の地元関係業者に影響が出るおそれもある。この点について市ではどのように受け止めているのかとの質疑に対し、当局より、空き公共施設については、雇用創出や産業振興など地域の活性化につながる場合に、有利な条件で施設を利用できるようにしようという方針である。既存のパイの奪い合いという

ことであれば、全く市が応援する筋のものではないと思う。今回の件については、地元の食材を使って、道の駅などで地域の食文化を発信していくというプラスアルファの事業と理解している。したがって、法人としても、地元の中での競争というよりは、プラスアルファを創出し、それをきっかけに地元食材を利用した産業を育成する方向で事業を進めていくものと我々も認識しているとの答弁がありました。

また、この施設は公募を行わなかったが、内容的に内々で物事を進めるような事案ではなかったと感じている。6次産業化の先進事業として支援するのであれば、それ相応の事業であるべきと思う。今後は利用目的を確認した上で許可を出すような方法も必要ではないかと思うがどうかとの質疑に対し、当局より、市でも公募による施設利用ができないか実際に検討したところである。しかし、PTAを中心とした地域との話し合いにおいて、給食センターが小学校と併設している状況の中で、公募により不特定多数の方が小学校敷地内に入出入りすることへの不安が多く出された。そういうことから公募での施設利用は難しいと判断したところである。いずれ市の財産を貸し出しすることなので、地域活性化に資するよう市としても強く伝えていきたいと思っているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第104号財産の無償貸付け及び減額貸付けについては、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情26第7号地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正については、正職員とともに頑張っていかななくてはならない非常勤職員の状況は、余りにも宙ぶらりんな状況であり、処遇改善は当然のことだと思う。また、手当などの支給はモチベーションや雇用の安定にもつながると思われるので、願意は妥当であるとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情26第9号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択については、市内小・中学校の学級規模に関する質疑がありました。

本陳情について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、陳情を除く議案7件について採決いたします。

議案7件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案7件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情2件について採決いたします。

陳情2件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、陳情2件は採択することに決定いたしました。

◎議案第106号の委員長報告、質疑、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第36、議案第106号平成26年度横手市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（25番菅原恵悦議員）登壇】

○菅原恵悦 一般会計予算特別委員長 一般会計予算特別委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において、一般会計予算特別委員会に付託になりました議案第106号平成26年度横手市一般会計補正予算（第1号）について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案の審査については、6月9日に一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教、厚生、産業建設の3つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。各分科会の審査は6月19日に行われました。先ほど開催した一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は、原案のとおり可決すべきものでありました。

本案について質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○木村清貴 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております議案第106号平成26年度横手市一般会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議案第106号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○木村清貴 議長 日程第37、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開時間は午後1時10分といたします。

午前11時22分 休憩

午後1時20分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会議案第5号の上程、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第38、議会議案第5号地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第5号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会議案第5号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論

を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第6号の上程、討論、採決

○木村清貴 議長 日程第39、議会案第6号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第6号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第6号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○木村清貴 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村清貴 議長 起立全員であります。したがって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○木村清貴 議長 これで平成26年度第3回横手市議会6月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 1時23分 閉 会